

各室意見書（課題の共有を目指した研究提案）

協働研究の名称「デートDV被害者への支援体制づくり」に向けての協働研究

室名 男女共同参画・NPO室

担当者名 辻 千賀子

審査項目及	意見の視点	担当室意見
提案の目的の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の目的は明確かつ妥当と認められること。 ・「新しい時代の公」の考え方が提案に反映されていること。 ・NPOのミッションとの関連が適当と認められること。 	男女共同参画社会を実現していく上で、女性に対する暴力の根絶は克服すべき課題である。その基本理念には一人ひとりの人権の尊重があり、重大な人権侵害であるDVをはじめとする暴力への取組は必要であるため、提案の目的は妥当であると考えられる。
提案の県との協働の必要性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO独自で行うことができず、県と協働で行う必要性が高い内容と認められること。 ・NPO若しくは県が単独で行うより高い効果が挙げられる可能性が認められること。 ・県の公的関与の必要性が明確かつ妥当と認められること。 	男女共同参画室では、男女共同参画社会の実現を進める上で、その阻害要因の一つである、女性に対する暴力（DVや性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等）をなくすために、暴力を許さない社会意識が浸透するよう、普及啓発を実施している。提案内容がデートDV被害者の具体的な保護・支援体制の研究ということであるため、当室としては、包括的に女性に対する暴力の根絶に向けた普及啓発を行っていく上で、デートDVの支援体制の整備に係る今回の提案による研究と連携することになると考える。
提案の緊急性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の緊急性やその実施が重要と認められること。 	平成20年度に県内の10校で「デートDVプログラム」を実施し、そのアンケート結果から、デートDVの被害の実態が現れてきており、その重要性は認められる。
提案の先駆性・先見性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容にNPOの先駆性が活かされていると認められること。 ・課題の内容に先見性が認められること 	男女共同参画基本法においても、その付帯決議としてあらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて取り組むことがうたわれているが、その一つであるDVについては法律や支援体制等の整備がなされてきたところである。しかしながら、その対象には含まれないデートDVについては、まだ社会的な対応が確立されていない中、現状から見えてきた課題に対応して、先駆的に取り組もうとするものと思われる。

この意見書は、男女共同参画・NPO室NPOグループのホームページで後日公開する予定です。